

あきる野市行財政改革推進プラン
2023

令和5年9月

あきる野市

【留意事項】

○用語の後ろに「*」が付いているものは、資料編において用語の解説を掲載しています。

○数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が 100 にならない場合があります。

1 策定の背景及び趣旨

市では、これまで、行政改革推進プランや第2次行政改革推進プラン等に基づき、行財政改革に取り組んできました。これにより、市の財政の健全性を判断する指標のうち実質公債費比率*や将来負担比率*が減少するなど、財政状況は一定の改善が図られてきました。

しかしながら、全国の傾向と同様、本市においても、少子高齢化や生産年齢人口*の減少が進んでおり、地域の担い手不足や社会保障関係経費*の増大、市税収入への影響が懸念されます。また、公共施設やインフラ設備等の老朽化に伴う改修や更新に係る整備費等の増大が見込まれていることから、今後も財政状況は予断を許さない状況が続くと予想され、常に危機感を持って行財政運営を行っていく必要があります。

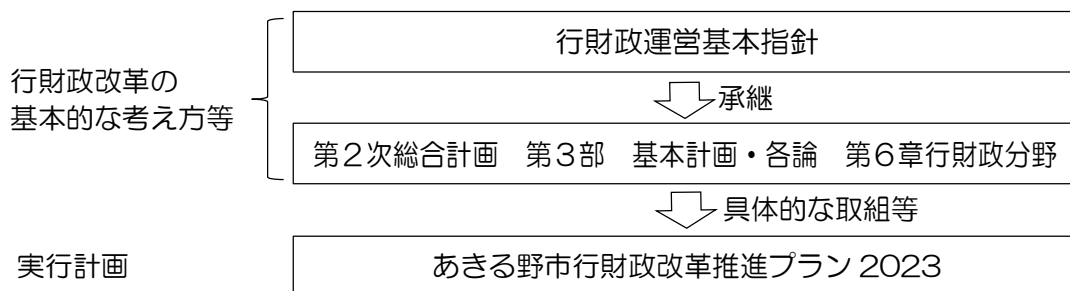
さらに、コロナ禍を契機として、自治体におけるDX*（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が求められており、行政サービスにおいて、デジタル技術やAI*等の活用により、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることが求められています。

このような状況の中で、将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、新たな自主財源*の確保や民間活力の効果的な活用、デジタル技術等を活用した行政サービスの向上、公共施設や事業の再編・集約など、新しい考え方や技術を積極的に導入し、従来の改良・改善にとどまらない抜本的な改革を行い、限りある資源を最大限活用していく必要があります。

限りある資源を最大限活用し、持続可能な行財政運営を推進していくため、「第2次あきる野市総合計画」（以下「第2次総合計画」）に則り、行財政改革に係る具体的な取組等を示す「あきる野市行財政改革推進プラン2023」（以下「本プラン」）を策定します。

2 位置付け

本プランは、「あきる野市行財政運営基本指針」における行財政改革の考え方を承継した「第2次総合計画の第3部基本計画・各論の第6章行財政分野」の下、具体的な取組等を示す実行計画となります。



3 計画期間

令和5年（2023年）10月から令和10年（2028年）3月までの4年6か月間

※ 計画期間の途中であっても、社会情勢や財政状況に大幅な変化等があった場合には、本プランの見直しを行います。

4 これまでの取組

本市では、平成9年10月に行政改革大綱を策定以降、次のとおり行政改革推進プラン等を策定し、取組を行ってきました。

策定年月	策定した計画等
平成 9年 10月	行政改革大綱
平成 13年 3月	公共施設再配置計画
平成 17年 3月	行政改革推進プラン
平成 18年 3月	行政改革推進プラン実施計画
平成 19年 5月	行政改革推進プラン -5つの行動計画-
平成 20年 11月	行財政改革元年実施プラン
平成 22年 3月	第2次行政改革推進プラン
平成 25年 4月	第2次行政改革推進プラン（改訂版）
平成 30年 3月	行財政運営基本指針

※ 行財政運営基本指針策定後の取組

平成 30年度：人材育成基本方針、働き方改革方針、補助金・負担金適正化方針を決定、人員適正化及び受益者負担の適正化の検討

平成 31年度：AI*・RPA*導入・会議のペーパーレス化の検討

令和 2年度：AI*・RPA*等のICT*の利活用検討、テレワーク*の推進、押印を求める手続の見直し

令和 3年度：公共施設等個別施設計画策定

令和 4年度：DX推進方針、地域再生計画の策定

5 本プランとSDGsの関連性

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

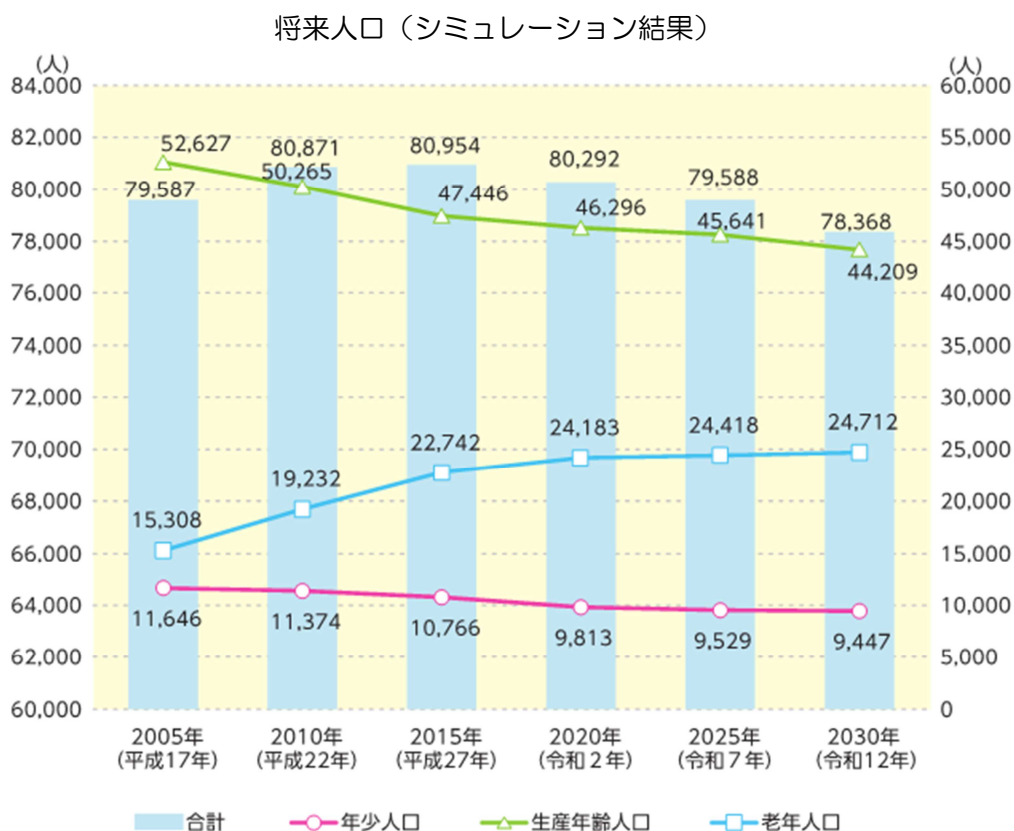
本プランの推進に当たっては、国際社会共通の目標であるSDGsとの関連性を踏まえ、各種の取組を着実に進めていきます。



出典：国際連合広報センター

6 本市の現状及び課題

(1) 人口



あきる野市の将来人口フレーム

	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
総人口	80,292人	78,368人
年少人口 (対総人口割合)	9,813人 (12.2%)	9,447人 (12.1%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296人 (57.7%)	44,209人 (56.4%)
老年人口 (対総人口割合)	24,183人 (30.1%)	24,712人 (31.5%)

出典：第2次総合計画

全国の傾向と同様に、本市においても、人口減少局面を迎えています。第2次総合計画においては、将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進することにより、将来の合計特殊出生率*の向上、将来の純移動率*の改善等を図り、7万8,300人台の人口の維持を目指すこととしています。

また、本市の人口フレームを見ると、年少人口*及び生産年齢人口*の減少、老年人口*の増加が見込まれ、地域や産業の担い手の減少等により、地域活力の低下や育児・介護等の面での負担増が懸念されます。

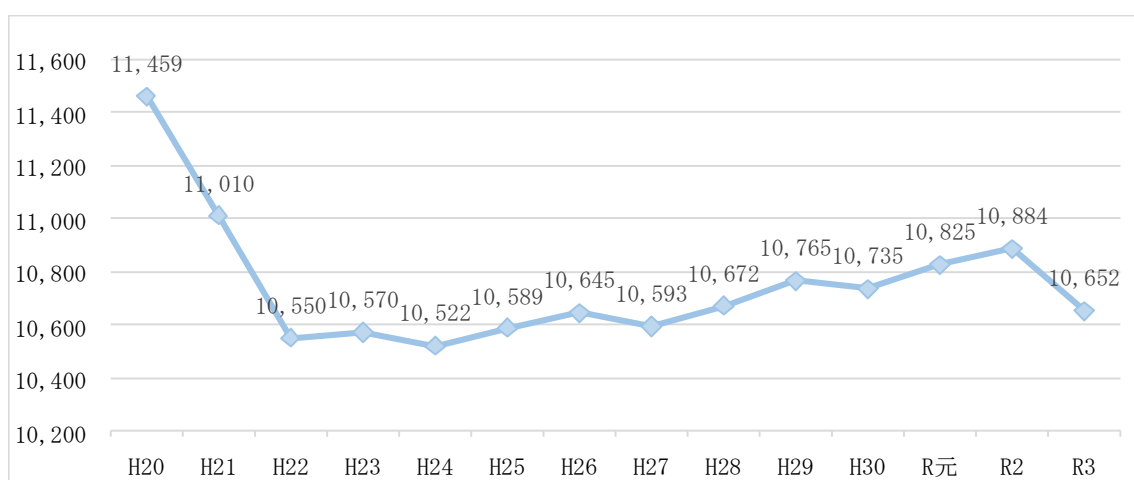
このため、社会全体で育児、介護等を支える仕組みづくりを充実するほか、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた施策の検討・推進を図るとともに、これらの取組により本市の魅力を高め、生産年齢人口*を中心とした交流人口*や関係人口*、定住人口*の増加に取り組むことが求められています。これらの課題に対応する施策を推進するためには、行財政改革を推進し、業務効率の向上や自主財源*の確保などに取り組む必要があります。

(2) 財政状況等

① 現状

ア 市税

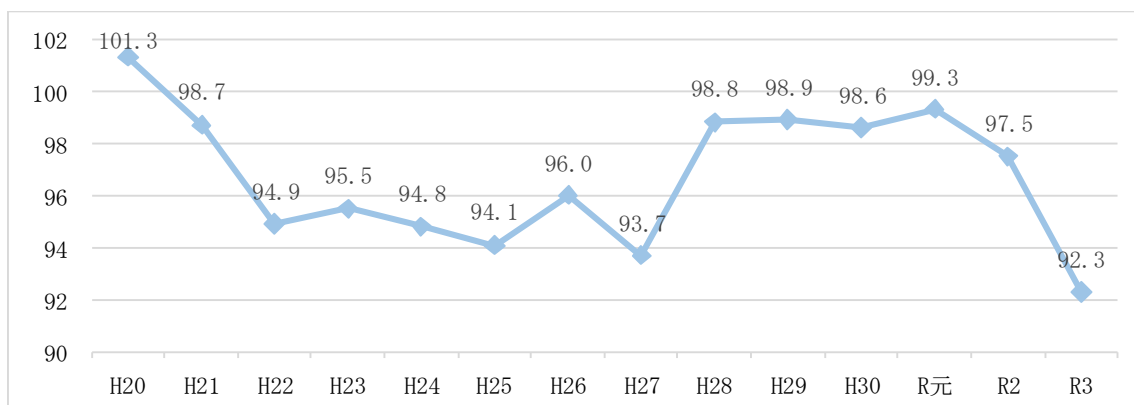
(単位:百万円)



市税については、リーマン・ショックを引き金とした世界的な金融危機の影響による平成22年度までの減少以降、おおむね増加傾向にありました。しかし、令和3年度は、個人市民税の減少と固定資産税・都市計画税の評価替えが重なったため、前年比約2億3,000万円の減収となりました。

イ 経常収支比率*

(単位:%)



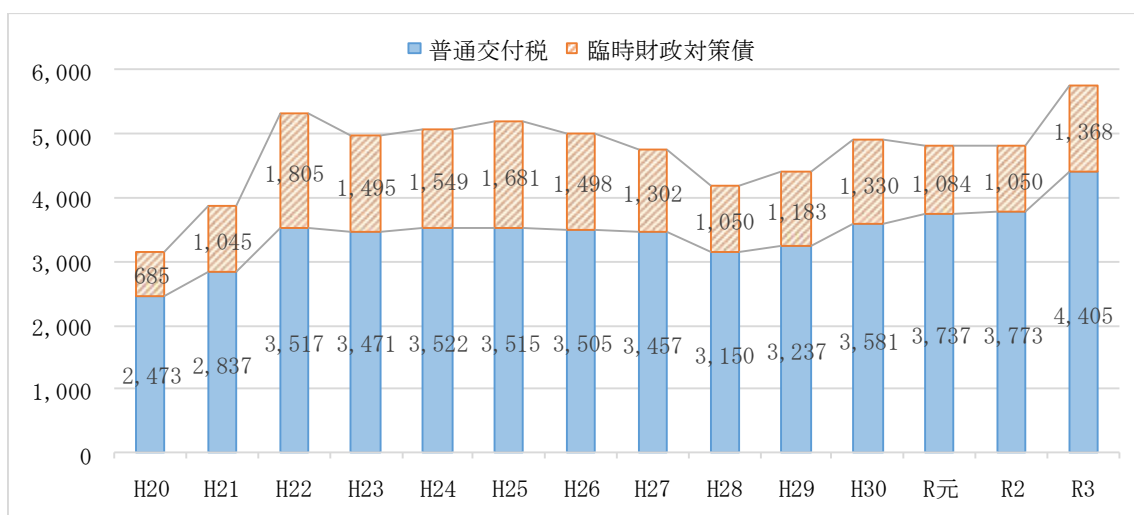
財政構造の弾力性を示す指標となる経常収支比率*は、コロナ禍における各種事業の中止等により、令和3年度においては92.3%となっていますが、近年は、人件費

などの経常支出が増加傾向にある中で、地方交付税や地方消費税交付金などの経常収入の増減に大きく影響を受ける傾向にあります。

経常収支比率*は、健全な財政運営を行うには75%未満が良いといわれており、より健全な市政運営のため、更なる数値の改善が必要となっています。

ウ 地方交付税（普通交付税）

（単位：百万円）



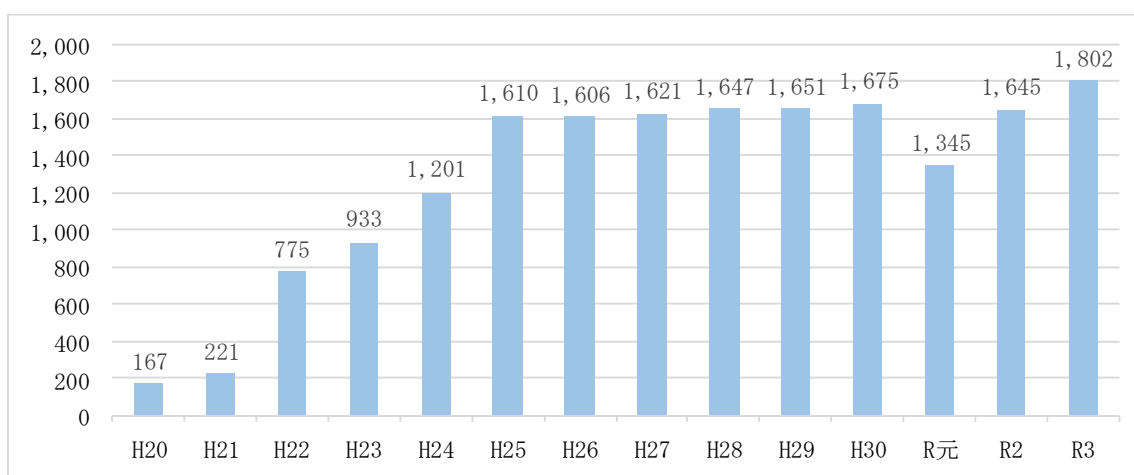
地方交付税のうち普通交付税は、平成29年度以降増加傾向にあり、令和3年度には44億円を超えました。これは、基準財政需要額*が増加傾向にある一方、基準財政収入額*の伸びが追いついていないことによるものです。

臨時財政対策債*は、地方交付税の原資となる国税収入の減収に対処するために導入されているものです。地方自治体が自ら発行しますが、元利償還金相当額については、翌年度以降の普通交付税の算定において基準財政需要額*に全額算入されます。

臨時財政対策債*発行可能額は近年減少傾向にありましたが、令和3年度は前年度比で約3億2,000万円増加しています。

エ 財政調整基金*

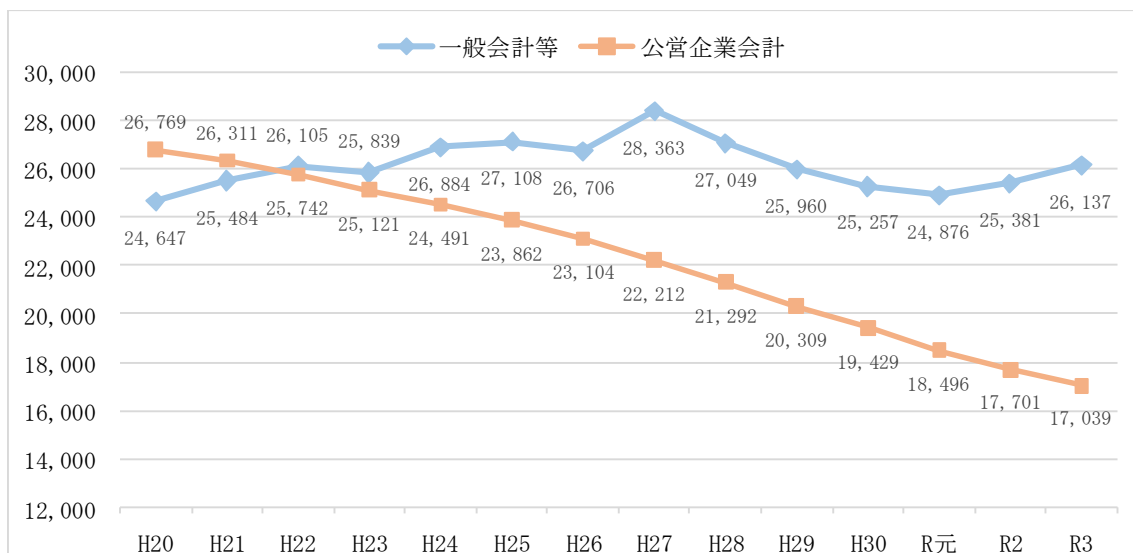
（単位：百万円）



財政調整基金*は、年度間の財源不足を調整するために積み立てている基金です。
 財政調整基金*の残高については、令和元年度は、台風被害からの復興のために取り崩しましたが、令和2年度以降、積立を行い、標準財政規模*の1割程度を維持しています。

才 市債

(単位：百万円)

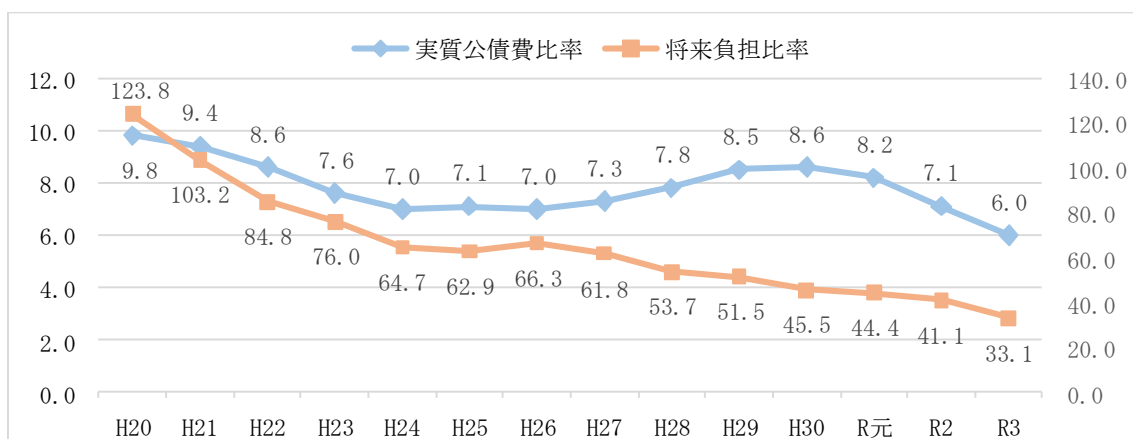


市債は、公共施設整備等の負担を世代間で平準化する役割があり、実質公債費比率*や将来負担比率*などが適正な範囲内であれば有効に活用すべきとされています。一般会計等の市債残高は、平成27年度をピークに減少していましたが、令和2年度から全ての小中学校の体育館に空調を整備したことなどにより、増加に転じています。また、新学校給食センターの整備等に伴い市債の活用が見込まれることから、更に増加する可能性があります。

一方、公営企業会計に係る市債は、下水道事業会計に係るものであり、償還が順調に進んでいることにより、減少しています。

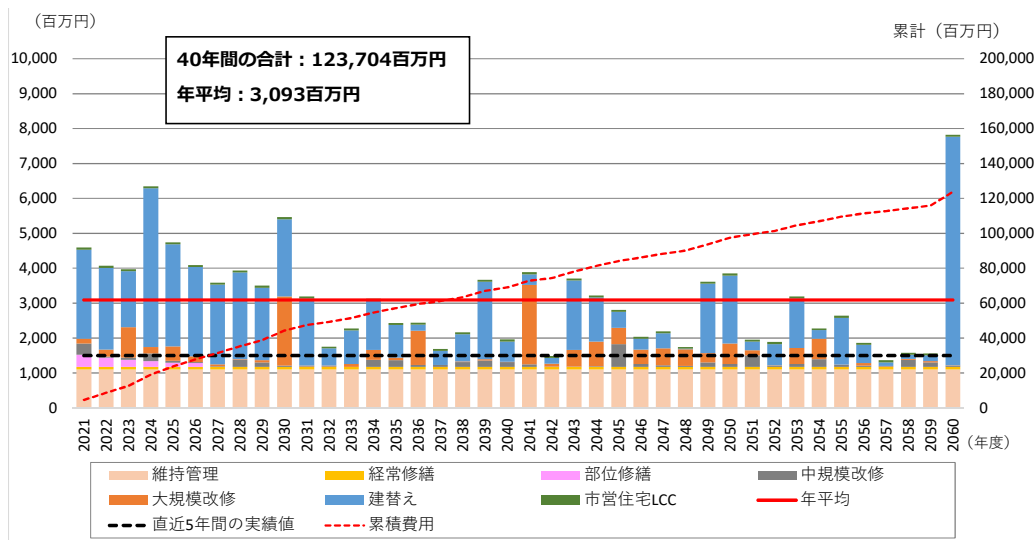
力 実質公債費比率*・将来負担比率*

(単位：%)



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市の財政の健全性を判断する指標として、4つの指標からなる健全化判断比率*があります。このうち、実質公債費比率*は、平成30年度まで増加し、再度減少に転じています。将来負担比率*は、年々減少しており、33.1%となっています。いずれも早期健全化基準*以下となっていますが、都内26市の中では、高い水準にあります。

キ 公共施設の維持管理及び修繕・更新等費用の推計



市が保有している公共施設を今後も同規模で保有し続ける場合、必要となる維持管理及び修繕・更新等に係る費用の推計は、公共施設等個別施設計画において、今後40年間の合計で約1,237億円、年平均約31億円とされています。

平成27年度から令和元年度までの5年間における建物維持管理及び修繕・更新等に伴う経費の状況は、約14.9億円であったことから、単純に比較すると、事業費ベースで年平均約16億円の増となります。

② 課題

①の現状で記載したとおり、令和3年度現在において、実質公債費比率*・将来負担比率*は改善傾向であり、財政調整基金*も一定額を確保できています。しかしながら、人口減少に伴い市税収入が減少していく可能性が高いことや、公共施設の維持管理及び修繕・更新等費用の推計、賃金の上昇や物価高騰といった社会経済情勢の影響を考慮すると、将来的な財政状況は、今後、更に厳しくなることが見込まれます。

このため、市では、市民サービスの向上を前提に、デジタル技術の利活用や働き方改革の推進といった質的な改革による業務の効率化のほか、公共施設の再編等による維持管理及び修繕・更新等に係る費用の圧縮、まちづくりや民間活力の活用による自主財源*の確保などに取り組むなど、より積極的に行財政改革を推進する必要があります。

7 行財政改革の基本的な考え方

(1) 財政運営の健全化

本市の財政は、市税収入が低迷する一方で、公債費*が高い水準にあり、社会保障関係経費*が増加するなど、厳しい状況が続いています。

このため、計画的な財政運営を継続するとともに、様々な手法による自主財源*の確保、受益者負担や補助金・負担金の適正化、計画的な企業立地に取り組みます。

また、事務事業の見直しや民間活力の導入により、事務経費の合理化を図り、市民の要望に適切に対応できる財政体質を維持します。

(2) 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

国において、社会全体のデジタル化が進められており、地方自治体においても、市民の利便性向上に向けた行政手続のデジタル化などが求められています。また、市が所有する土地・公共施設等は、低未利用な状態や老朽化が進んでいます。

これらのことに対応するため、AI*・RPA*等をはじめとするICT*を有効活用するとともに、行政手続のオンライン化など、自治体におけるDX*（自治体DX）を推進するとともに、情報資産を守るための情報セキュリティ対策を強化します。

また、公共施設等の適正な管理や活用、長寿命化、各施設の統廃合等による再配置の検討などの公共施設等の総合管理、低未利用地の利活用、将来のまちづくりなどを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画し、管理し、活用するファシリティマネジメント*を推進します。

(3) 組織・人事体制の活性化

多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するには、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、職員の能力の向上や適正な人員配置が必要です。

また、大規模な自然災害等が発生する可能性があることから、現在の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。

これらのことから、組織の見直しや多様な人材の確保、人材育成、コンプライアンス*・内部統制機能の強化、危機管理体制の強化に取り組みます。

(4) 協働によるまちづくりの推進

市では、「市民と協働のまちづくりを進めよう」をスローガンに掲げ、町内会・自治会、防災・安心地域委員会*、各地区の活性化委員会*、森林サポートレンジャー*など、市民や市民活動団体、民間団体などとの協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。

また、市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメント*や各種委員会委

員への市民参画に取り組むとともに、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、本市の知名度の向上を進めてきました。

今後も、協働によるまちづくりを進めるため、町内会・自治会活動の支援、市民組織等との連携・協力、市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備など、市民活動の推進に取り組みます。

また、オープンデータ*を活用した市政情報の共有化、広報や広聴の充実、SNS*等を通じて市の魅力を発信するシティプロモーションを推進します。

(5) 広域行政・広域連携の推進

人口減少社会を迎える中、自然環境の保全、防災対策、都市基盤の一体的な整備、観光PRなど、市域を越える広域的な課題への対応が求められています。

広域的な課題に対応するため、西多摩地域8市町村で組織する西多摩地域広域行政圏協議会*、西秋川衛生組合等の一部事務組合などを通じて、行政間の連携を強化します。

また、大規模災害等に備え、近隣自治体との協力体制を強化するとともに、教育分野や産業分野において、姉妹都市や友好都市との交流を充実させ、市民レベルでの交流や人材育成等に取り組めます。

※ 行財政改革の基本的な考え方は、「第2次総合計画の第3部基本計画・各論の第6章行財政分野」における考え方の方向性を取りまとめた「第2次総合計画の第1部基本構想・第4章まちづくりの方向性」から抜粋しています。

8 推進項目

基本的な考え方に基づき、行財政改革を進めるに当たり、これまでの行財政改革の取組等を踏まえ、次の7項目を推進項目として設定します。

- (1) 財政基盤の強化
- (2) 事務事業の合理化・適正化
- (3) DX*の推進
- (4) 多様な主体との連携
- (5) 情報共有・情報発信・情報収集の推進
- (6) ファシリティマネジメント*の推進
- (7) 行政力の強化に向けた体制の整備

9 目標

「6 本市の現状及び課題」で示したとおり、人口減少や公共施設の維持管理等、社会経済情勢の影響に伴い、本市の将来的な財政状況は、今後、更に厳しくなることが見込まれます。

このことに対応するため、市では、各種施策を推進し、本市の魅力を高めることで、生産年齢人口*を中心とした交流人口*や関係人口*、定住人口*の増加を図るとともに、市民サービスの向上を前提としながら、後述の行財政改革の取組を推進し、現在の財政状況の維持・向上に取り組めます。

これらのことから、本プランが目指す目標（財政指標）を次のように設定します。

【目標】

- 実質公債費比率* 5.8%以下
- 将来負担比率* 36.0%以下
- 財政調整基金*積立残高目標 標準財政規模*の10%以上（約17億円）

※ 災害や予期せぬ財源変動、必要な施設整備等への対応など、特別な事情がある場合には、一時的に財政指標が悪化することがあります。

※ 財政調整基金*積立残高目標の17億円は、令和4年度における標準財政規模*から算出したものです。

10 行財政改革における具体的な取組

行財政改革を推進するに当たり、新たに着手する取組や見直し等を予定している取組は、次のとおりです。

※ 新学校給食センターの整備（項目番号23）については、「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）」に基づく取組ですが、行財政改革の取組を網羅する必要があることから、引用して掲載しています。

(1) 財政基盤の強化

項目番号	1		主管課	全課	
取組項目	自主財源*の確保（ネーミングライツ*の導入等）				
現状・課題	<p>人口推計等に伴い市税収入の大幅な増加が見込めない中、社会保障関係経費*の増加が続いており、経常収支比率*が高止まりしている。</p> <p>市では、行政財産における広告物掲出や自動販売機の設置等に係る競争入札による自主財源*確保に取り組んでおり、各施設所管課においても、取組が定着してきている。</p> <p>一方、他市においては、公共施設へのネーミングライツ*の導入やクラウドファンディング*等により、新たな自主財源*の確保に取り組んでいる。</p> <p>このため、今後は、既存の取組を維持しながら、先進事例を研究し、新たな自主財源*の確保を図る必要がある。</p>				
取組内容	スポーツ施設や社会教育施設等の公共施設にネーミングライツ*を導入し、新たな自主財源*を確保する。				
数値・実施目標	ネーミングライツ*収入 年間 1,000 千円以上 (内訳 年間 1,000 千円×1 施設以上)				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	方針・募集 施設決定	企業の 募集	施設への 愛称の導入	⇒	⇒
取組内容	市が推進する事業に対し、ガバメントクラウドファンディング*を導入し、新たな自主財源*の確保を図る。				
数値・実施目標	年間 1 件以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	方針決定	事業決定 ・導入	事業決定 ・導入	事業決定 ・導入	事業決定 ・導入
取組内容	公共施設における効果的な自動販売機の設置に取り組み、更なる自主財源*を確保する。				
数値・実施目標	令和3年度実績 6,167 千円以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集 ・検討	拡大	⇒	⇒	⇒

(実施時期・内容の「⇒」は、前年度の取組を継続することを示す。以下同じ。)

(主管課の欄に括弧書きで記載している部署は、取組に当たっての調整等を担う部署を示す。以下同じ。)

項目番号	2	主管課	商工振興課		
取組項目	寄附の活用（ふるさと納税*）				
現状・課題	<p>本市のふるさと納税*の状況について、寄附金控除による市税の減収幅が寄附金収入を上回っている。</p> <p>このため、今後は、市のふるさと納税*の取組について、更なる返礼品の充実やポータルサイトの拡充により周知を図るなど、寄附金収入の確保に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	魅力ある返礼品を検討し、充実させるとともに、ポータルサイトを拡充する。				
数値・実施目標	ふるさと納税*寄附受入額 32,144 千円以上 (令和3年度実績 16,072 千円の2倍)				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	充実 拡充・周知	見直し・ 周知	見直し・ 周知	見直し・ 周知	見直し・ 周知

項目番号	3	主管課	対象事業担当課 (商工振興課)		
取組項目	寄附の活用（企業版ふるさと納税*）				
現状・課題	<p>人口急減・超高齢化という全国的な大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創ることを目的とした地方創生の取組が重要である。</p> <p>市では、地域再生制度を活用するため、令和4年度に地域再生計画を策定し、内閣府から認定を受けた。</p> <p>今後は、地域再生計画を踏まえた地方応援税制（企業版ふるさと納税*）を活用するため、寄附対象となるプロジェクトの設定や企業への働きかけ等に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	プロジェクトを設定するとともに、企業版ふるさと納税*を活用し地方創生の取組を推進する。				
数値・実施目標	寄附マッチングする企業を5社以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	プロジェクトの設定等 マッチング	プロジェクトの見直し等 マッチング	プロジェクトの見直し等 マッチング (※)	プロジェクトの見直し等 マッチング (※)	プロジェクトの見直し等 マッチング (※)

※ 企業版ふるさと納税*に係る税額控除の特例措置は、令和6年度までであるため、令和7年度以降は、特例措置が延長となった場合に継続して取り組むこととする。

項目番号	4	主管課	課税課 徴税課		
取組項目	課税客体の適正な把握と徴収率の向上				
現状・課題	<p>市では、歳入の根幹である市税について、税負担の公平・公正の観点から、未申告調査等により課税客体の把握に努めている。</p> <p>法定調書による収入の把握や、滞納者に対する財産調査を行い、税の適正な賦課、徴収を継続するとともに、市税等徴収報告会等により、効果的な徴収の方策等の研究・導入に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	<p>実態調査の徹底、滞納処分の強化により適正な賦課、徴収を継続するとともに、効果的な徴収の方策等を研究し、必要に応じて導入する。</p>				
数値・実施目標	市税収入率 99.0%以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	徹底・強化 検証・研究 (導入)	徹底・強化 検証・研究 (導入)	徹底・強化 検証・研究 (導入)	徹底・強化 検証・研究 (導入)	徹底・強化 検証・研究 (導入)

項目番号	5	主管課	使用料・手数料関係課 (企画政策課)		
取組項目	受益者負担の適正化				
現状・課題	<p>公共施設の使用料や各種手数料等については、平成30年度に考え方や算定方法等を取りまとめ、受益者負担の観点から、3年ごとに検証を行うこととした。しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、市民生活や施設の利用状況に変化が生じていることから、施設使用料等の検証・改定を見送っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、日常生活が取り戻されつつある中、今後は、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇等が施設の維持管理費等に与えた影響を考慮しつつ、改めて施設の利用状況等を検証し、適正な使用料・手数料への改定を検討する必要がある。</p>				
取組内容	<p>施設の維持管理経費を検証し、適正な使用料・手数料への改定に向け検討を行う。</p>				
数値・実施目標	検証結果に基づく使用料・手数料等の改定				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検証	検証・検討	(改定)	運用	⇒

項目番号	6	主管課	対象事業担当課		
取組項目	補助金・負担金の適正化				
現状・課題	補助金・負担金については、社会情勢等を踏まえ、目的・効果などの公益上の必要性を検証し、継続的に見直しを行ってきた。今後も、補助金・負担金の見直しを継続しながら、負担金を抛出している一部事務組合に対しては、行政需要の将来的な減少を想定しつつ、経営健全化を促す必要がある。				
取組内容	補助金・負担金の継続的な見直しを行う。 西秋川衛生組合及び阿伎留病院企業団の経営健全化を促進する。				
数値・実施目標	一部事務組合負担金の削減（対令和3年度比） 西秋川衛生組合 858,064 千円 阿伎留病院企業団 781,954 千円				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	見直し・検討・促進	見直し・検討・促進	見直し・検討・促進	見直し・検討・促進	見直し・検討・促進

項目番号	7	主管課	都市計画課 商工振興課		
取組項目	計画的な企業立地の推進				
現状・課題	市では、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮しつつ、企業立地を推進してきた。 今後は、立地環境に優れた武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地周辺地区について、企業立地を促進するとともに企業誘致を推進し、まちづくりや更なる自主財源*の確保などに取り組む必要がある。				
取組内容	武蔵引田駅周辺地区への企業立地を促進する。				
数値・実施目標	誘致企業の決定（1社以上）				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	促進	促進	促進	促進	促進
取組内容	秋川高校跡地周辺地区のまちづくりに関する方針を検討し、東京都との連携の下、同地区への企業誘致に取り組む。				
数値・実施目標	誘致企業の決定（1社以上）				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	まちづくり方針決定	都市計画協議	都市計画手続	基盤整備・企業誘致	⇒

(2) 事務事業の合理化・適正化

項目番号	8		主管課	全課 (企画政策課)	
取組項目	事務事業の見直し				
現状・課題	<p>市では、市民アンケート調査や分野別の実施計画の策定等を通じて、事務事業の点検・評価や改善等を行い、当初の目的を達成したものや、行政需要が減少したものなどについては、事務事業の廃止等を行ってきたが、行政ニーズの多様化に伴い、事務事業は増加傾向である。</p> <p>このため、今後も、市民アンケート調査等を通じた事務事業の見直しに取り組むとともに、事務事業の廃止や再編を効率的かつ効果的に実施する必要がある。</p>				
取組内容	市民アンケート調査の結果等を踏まえた事務事業の見直しを継続する。				
数値・実施目標	市民アンケート調査や事務事業の見直しを継続する				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	見直し	アンケート	見直し	アンケート	見直し
取組内容	事務事業の廃止・再編に向けた方策を検討・確立し、実施する。				
数値・実施目標	事務事業の廃止・再編に向けた方策を確立し、実施している。				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集	情報収集・ 検討	情報収集・ 検討	確立・ 実施	実施

項目番号	9		主管課	企画政策課	
取組項目	電子決裁導入による業務の効率化				
現状・課題	<p>社会全体のデジタル化が進められる中、テレワーク*や手続のオンライン化が推進され、文書からの脱却が求められている。</p> <p>今後は、文書事務システムの導入に合わせて、更なる業務効率化、ペーパーレス化を推進するため、電子決裁の導入が必要である。</p>				
取組内容	文書管理システムの導入に合わせ、電子決裁を導入する。				
数値・実施目標	電子決裁の導入				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討	方針決定	導入	⇒	⇒

項目番号	10	主管課	地域防災課		
取組項目	るのバス*収支率の改善				
現状・課題	<p>るのバス*は、運行開始以来1乗車100円で運行しているが、利用者数が横ばいの中、人件費や燃料費の高騰により、収支が悪化しており、令和4年度では、11.5%の収支率となっている。</p> <p>市では、別に公共交通対策に取り組んでいるところであるが、行財政改革の観点からも、るのバス*の更なる利用促進や適正な運賃について検討を行い、必要な見直しを行うなど、収支率の改善に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	るのバス*の利用促進、運賃の適正化について検討を行い、収支率を改善する。				
数値・実施目標	るのバス*収支率18%以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	利用促進 検討	⇒ ⇒	利用促進 改善・検討	⇒ 運用・検証	⇒ ⇒

(3) DX*の推進

項目番号	11	主管課	全課 (情報政策課)		
取組項目	AI*・RPA*を活用した業務の効率化				
現状・課題	<p>市では、市民ニーズの複雑化・多様化に伴い増加する行政業務を限られた職員数で処理している。</p> <p>このような状況を踏まえ市民ニーズに的確に対応するため、企画立案や相談業務等、職員でなければ行えない業務に職員が注力できるよう、AI*やRPA*などのデジタルツールを導入し、業務負担の軽減、事務処理の迅速化に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	各課にヒアリング等を行い、AI*・RPA*を活用する業務を選定し、導入する。				
数値・実施目標	業務へのAI*・RPA*の導入				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	活用可能な業務の選定	活用業務の決定・導入	検証・実施	検証・実施	検証・実施

項目番号	12	主管課	対象システム主管課 (情報政策課)		
取組項目	市民利便性向上と行政運営効率化を目的としたシステムの標準化・共通化				
現状・課題	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針等に基づき、市が行っている20業務のシステムを国が示す標準化システムに移行させる必要がある。</p> <p>また、この移行に伴い、担当課において現在の業務フローの見直しなどを行い、市民の利便性の向上及び業務の効率化に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	現行システムについて、対象システムの主管課により業務フロー等を見直すとともに、国が示す標準化システムへの移行対応を行う。				
数値・実施目標	対象システムの主管課で、業務フローの見直しや必要な作業を実施し、庁内全体で確認しながら、標準化への対応の完了				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	移行準備	業務フローの検討	移行	運用	⇒

項目番号	13	主管課	情報政策課		
取組項目	オープンデータ*の推進・官民データ活用の推進				
現状・課題	<p>市では、市が保有するデータのオープンデータ*化に取り組んできたが、コンピュータ処理できる形式等で公開し、官民での二次利用につながっている状況には至っていない。</p> <p>今後は、官民における情報資産やデータの更なる活用が図られるよう、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「国が推奨するデータセット」等を参考にしながら、ニーズを踏まえ、オープンデータ*の対象となるデータを拡大し、オープンデータ*化を積極的に進める必要がある。</p>				
取組内容	オープンデータ*の対象となる市の保有データを拡大し、オープンデータ*化を推進する。				
数値・実施目標	対象とする市保有データの拡大				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集 ・検討	拡大	見直し・ 整理	⇒	⇒

項目番号	14	主管課	全課 (情報政策課)		
取組項目	行政手続きのオンライン申請の推進				
現状・課題	<p>市では、市が実施する各種イベントや申請の申込等の一部について、オンライン申請を導入している。</p> <p>今後は、ライフスタイルの多様化を踏まえ、いつでも、どこでも簡単・安全にスマートフォンやタブレットから、転入・転出や各種申請などの行政手続について、オンライン申請ができるよう環境整備を行う必要がある。</p>				
取組内容	各課で所管する各種申請を洗い出し、書式などを見直した上で、オンライン申請を導入する。				
数値・実施目標	マイナポータル*のぴったりサービスを活用したオンライン申請の導入				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	洗い出し	順次導入	⇒	⇒	⇒

項目番号	15	主管課	全課 (情報政策課)		
取組項目	BPR*の取組の徹底				
現状・課題	<p>市の事務事業については、用紙や電話による受付、添付書類の確認やデータ入力、決裁、決定通知などの処理に人が介在し、点検・重複作業に多くの時間を要している。</p> <p>今後は、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存などバックオフィスを含む一連の業務について、始まりから終わりまでデジタル化することを前提に、業務内容、業務プロセスや様式などを根本的に見直し、業務の効率化を図る必要がある。</p>				
取組内容	<p>BPR*に関する助言や研修等を実施し、BPR*への取組に対する意識醸成を図る。</p> <p>また、外部団体が実施するBPR*の取組に係る研修に参加するなどし、手法を学び、取組を進めていく。</p>				
数値・実施目標	業務フローの見直し、デジタルツールの活用による業務時間の削減を実現				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	研修	見直し 削減	研修 ⇒ ⇒	⇒ ⇒	研修 ⇒ ⇒

項目番号	16	主管課	全課 (企画政策課)		
取組項目	アナログ規制*の見直しの推進				
現状・課題	<p>国は、デジタル技術の活用を推進するため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を取りまとめ、目視や定期検査・点検等のアナログ規制*に関する法令等の見直し方針を決定し、取組を進めることとしている。</p> <p>地方公共団体においても同様の取組を進めるため、国において、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を策定した。</p> <p>今後は、市においても、デジタル技術実装の取組等による事務の効率化や市民の利便性向上を実現するため、アナログ規制*の見直しに取り組む必要がある。</p>				
取組内容	国のマニュアルに則して条例等のアナログ規制*の点検・見直しを行う。				
数値・実施目標	点検・見直しを完了している。				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集	方針決定・点検	見直しの実施・完了		

項目番号	17	主管課	総務課		
取組項目	文書事務の効率化				
現状・課題	<p>市では、文書事務について、押印の見直しなど、事務効率の改善に向けた取組を進めている。</p> <p>今後は、文書管理システムを導入し、文書の収受、起案、供覧、発送をはじめ、引継ぎ、保存、廃棄に係る事務についても、デジタル化により効率性を更に高める必要がある。</p>				
取組内容	市の事務処理に即した文書管理システムを検討・選定の上、導入し、運用する。				
数値・実施目標	文書管理システムの導入				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討・選定	構築	導入・運用	運用	⇒

(4) 多様な主体との連携

項目番号	18		主管課	企画政策課 対象事業担当課	
取組項目	民間活力の更なる活用				
現状・課題	<p>市では、アウトソーシング*や指定管理者制度*の活用により、公共施設等における行政サービスの向上及び効率的な運営、経費の節減に努めている。</p> <p>今後は、限られた財源の中で、質の高い行政サービスを安定的・継続的に提供するに当たり、民間活力の更なる活用に向け、サウンディング型市場調査*の活用や指定管理者制度*の見直し等に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	高齢者支援課におけるサウンディング型市場調査*の結果等を参考にしながら、サウンディング型市場調査*の導入方針を検討・策定し、サウンディング型市場調査*が適した事業に導入する。				
数値・実施目標	導入方針の策定、導入事例を1以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討	方針策定 選定・導入	⇒	⇒	⇒
取組内容	平成18年度に導入した指定管理者制度*について、これまでに把握された課題等を整理・検証し、指定管理者制度*の運用に関する見直しを行う。				
数値・実施目標	指定管理者制度*の検証・見直しを完了している				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	調査	検証	見直し	運用	⇒
取組内容	PPP・PFIの導入に向けた事業の選定に係る考え方や手続等を整理した方針を策定する。				
数値・実施目標	導入方針の策定				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集	検討	⇒	方針策定	導入の 検討

項目番号	19	主管課	全課 (企画政策課)		
取組項目	市民との協働のまちづくりの推進				
現状・課題	<p>人口減少社会を見据え、様々な行政課題への対応が求められる中、自治体が単独で解決することが困難となりつつある。市では、こうした状況を捉え、防災・安心地域委員会*の設置など、市民との協働による課題の解決に取り組んできた。</p> <p>今後も、様々な課題の解決に向け、市民との協働による課題解決を継続しながら、本市における協働の在り方に関して検証を行うとともに、民間企業のノウハウを生かすため、市民に限らず民間企業との連携を強化する必要がある。</p>				
取組内容	協働の在り方に関する検証等を行う。				
数値・実施目標	協働の在り方に関する方針等の策定				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	情報収集・研究	⇒	在り方の検証	方針等の策定	⇒
取組内容	民間企業と調整の上、包括協定等を締結する。				
数値・実施目標	包括協定等の締結を3社以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	調整締結	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	20	主管課	企画政策課 地域防災課 福祉総務課 生涯学習推進課		
取組項目	町内会・自治会等の活動支援				
現状・課題	<p>市では、地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会による自主的・自発的な取組を支援している。</p> <p>一方、核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、コミュニティ活動の参加者の減少や担い手の高齢化が進んでいる。</p> <p>本市のコミュニティの維持に当たり、今後も、町内会・自治会の加入率の維持・向上が更に必要であることから、加入促進の取組等を支援するとともに、町内会・自治会以外の各種団体への支援の在り方を検討する必要がある。</p>				
取組内容	<p>町内会・自治会による加入促進の取組等を支援し、町内会・自治会世帯加入率の維持・向上に取り組む。</p> <p>町内会・自治会以外の各種団体への支援の在り方を研究・検討し、取りまとめる。</p>				
数値・実施目標	加入率 42.8%（令和4年度）以上				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	加入促進の支援 研究	⇒ 検討	⇒ 在り方まとめ	⇒ 支援	⇒ ⇒

項目番号	21	主管課	企画政策課		
取組項目	広域行政の強化				
現状・課題	<p>単独の自治体では、解決が困難であったり、複数の自治体で取り組む方が効率的又は効果的である行政課題に対応するため、市では、西多摩地域広域行政圏協議会*等を通じて、広域的な連携による課題解決に取り組んでいる。</p> <p>今後も、移住・定住促進、広域観光の取組など、広域的に取り組むことでより効果が見込める取組を維持し、自治体間の連携を強化する必要がある。</p>				
取組内容	各種協議会等を通じて関係団体と連携した取組を維持し、連携を強化する。				
数値・実施目標	連携した取組の維持				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	維持	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	22	主管課	企画政策課 商工振興課 指導室 生涯学習推進課 その他関係各課		
取組項目	広域連携の推進				
現状・課題	<p>市では、宮城県栗原市、東京都大島町及びアメリカ合衆国マサチューセッツ州マールボロウ市*と姉妹都市等の提携を行い、各分野で協力体制を構築している。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、一時的に停滞した姉妹都市等の交流等を再開し、社会情勢等に応じた児童・生徒及び関係団体などの交流が図られるよう、必要な見直しをしながら、取組を継続する。</p>				
取組内容	各事業において、姉妹都市等との交流を再開するとともに、必要な見直しをしながら、取組を継続する。				
数値・実施目標	交流事業・共同事業を再開し、必要に応じて見直しを行う。				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	交流再開 ・見直し	交流 (見直し)	⇒	⇒	⇒

項目番号	23	主管課	教育総務課		
取組項目	新学校給食センターの整備				
現状・課題	<p>既存の学校給食センター（3施設）は、建築から40年以上が経過し、老朽化への対応や学校給食衛生管理基準への対応等が急がれている。一方、現地建替が困難な立地や施設が3か所に分散していることによる非効率な事業運営など、課題も多い。</p> <p>市では、現在のところ、平成24年度に策定した整備計画（令和元年度改定）に基づき、新たに建設用地を確保するとともに、人口減少等を見据えたより効果的な取組として、日の出町との広域連携による新学校給食センターの共同整備に着手している。</p> <p>今後は、「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）」に基づき、日の出町との協議の下、設計、建築工事等を確実に進め、早期に運営を開始する必要がある。</p>				
取組内容	新学校給食センターを日の出町と共同整備し、運営する。				
数値・実施目標	新学校給食センターの運営開始				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	設計	⇒	工事	工事・ 運営開始	⇒

(5) 情報共有・情報発信・情報収集の推進

項目番号	24		主管課	企画政策課 市長公室	
取組項目	広報・広聴の充実				
現状・課題	<p>市では、市広報紙や市ホームページ、メール配信等により、市政情報の発信に取り組んでいる。また、市長への手紙、パブリックコメント*の実施、市民アンケート調査等により、市民の意見を市政に反映できるよう取り組んでいる。</p> <p>今後は、各種 SNS*等の利用状況を鑑み、これらを通じ、市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供が求められているとともに、市民と今後のまちづくりについて意見を交わす機会の創出が必要である。</p>				
取組内容	対象に応じた効果的な情報発信手法を検討し、導入するとともに、市民の意見を聞く機会である「タウンミーティング」を実施する。				
数値・実施目標	効果的な情報発信手法の導入 タウンミーティングの実施				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討 実施・検証	⇒ ⇒	導入 ⇒	運用 ⇒	⇒ ⇒

項目番号	25		主管課	市長公室	
取組項目	シティプロモーションの推進				
現状・課題	<p>市では、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成、本市の知名度の向上を図るため、シティプロモーションに取り組んでいる。</p> <p>今後は、これらの取組を更に効果的に行うため、既存の取組に加え、対象に応じた SNS*を活用して市の魅力を発信するなど、移住・定住人口*、関係人口*の増加に資する取組を進める必要がある。</p>				
取組内容	対象に応じた情報発信媒体を選択するなど、より効果的な魅力の発信に取り組む。				
数値・実施目標	効果的なプロモーション手法の導入				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討	導入	運用	⇒	⇒

(6) ファシリティマネジメントの推進*

項目番号	26	主管課	企画政策課 施設所管課		
取組項目	公共施設等の総合管理の推進				
現状・課題	<p>多くの公共施設等を抱える市では、公共施設の老朽化が進むとともに、行政需要の減少に伴い、公共施設の供給量が相対的に過剰になりつつある。</p> <p>市では、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の適正配置等に取り組んでいくが、行財政改革の観点からも、公共施設全体の再編等の検討、日常点検等の着実な実施による維持管理経費の最適化、将来の方向性が見出せた施設における再編等に関する実施計画の策定により、公共施設等の総合管理を推進する必要がある。</p>				
取組内容	公共施設全体の再編等について、将来の方向性や事業の実施方針を踏まえ、方針を決定する。				
数値・実施目標	公共施設全体の再編等の方針の決定				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	準備	検討	決定		
取組内容	将来の方向性が見出せた施設について、公共施設の再編等に係る実施計画を策定し、再編等を進める。				
数値・実施目標	公共施設の再編等に係る実施計画の策定・運用				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	策定	策定 運用	策定 運用	策定 運用	策定 運用
取組内容	公共施設の日常点検を継続的に実施する。				
数値・実施目標	公共施設の日常点検が継続的に行われている。				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	試験運用 課題の把握 改善	⇒ (※)	⇒	⇒	⇒

※ 把握された課題解決が図られた段階で、試験運用から本格運用に移行する。

項目番号	27	主管課	契約管財課		
取組項目	未利用地等の利活用の推進				
現状・課題	<p>市では、市有地の適正な管理と、公平かつ公正で透明性のある未利用地の利活用を推進するため、令和4年9月に「あきる野市未利用地等利活用基本方針」を改定した。</p> <p>今後も、当該方針に基づき、個別に利活用方針を定めるとともに、売却や貸付け等を推進する必要がある。</p>				
取組内容	個別に利活用方針を定めるとともに、未利用・低利用である市有地の売却や貸付け等を推進する。				
数値・実施目標	未利用地等の売却件数の増、新規貸付市有地の増 売却件数 8件（令和3年度実績）				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	方針決定 売却・貸付等	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	再掲	主管課	教育総務課		
取組項目	新学校給食センターの整備				
現状・課題	<p>既存の学校給食センター（3施設）は、建築から40年以上が経過し、老朽化への対応や学校給食衛生管理基準への対応等が急がれている。一方、現地建替が困難な立地や施設が3か所に分散していることによる非効率な事業運営など、課題も多い。</p> <p>市では、現在のところ、平成24年度に策定した整備計画（令和元年度改定）に基づき、新たに建設用地を確保するとともに、人口減少等を見据えたより効果的な取組として、日の出町との広域連携による新学校給食センターの共同整備に着手している。</p> <p>今後は、「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）」に基づき、日の出町との協議の下、設計、建築工事等を確実に進め、早期に運営を開始する必要がある。</p>				
取組内容	新学校給食センターを日の出町と共同整備し、運営する。				
数値・実施目標	新学校給食センターの運営開始				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	設計	⇒	工事	工事・ 運営開始	⇒

項目番号	28	主管課	観光まちづくり推進課		
取組項目	第3セクターの適正運営				
現状・課題	<p>秋川渓谷瀬音の湯は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用者数が大きく落ち込んでいたが、現在は、回復傾向にある。</p> <p>また、経営状況の悪化に対応するため、利用料金の改定を行ったが、経営改善に向けては、更なる取組や見直しが必要である。</p>				
取組内容	<p>新四季創造株式会社の経営改善の指導</p> <p>秋川渓谷瀬音の湯のPR</p>				
数値・実施目標	秋川渓谷瀬音の湯の年間温泉施設利用者数 264,000人以上 (令和4年度見込 207,000人から毎年5%増)				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	指導・検証 PR	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒

(7) 行政力の強化に向けた体制の整備

項目番号	29	主管課	企画政策課 職員課		
取組項目	効率的・効果的な組織の見直し				
現状・課題	<p>市では、これまで、新たな行政需要に対応するため、人員体制の整備や組織体制の構築に継続的に取り組んできた。</p> <p>今後は、令和5年度から始まる定年延長制度を踏まえ、職員定数条例を改正したところであり、引き続き、より効率的な組織体制の構築が必要である。</p>				
取組内容	効率的な組織体制の構築に取り組む。				
数値・実施目標	行政需要に対応した組織づくりと人員配置の実施				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	実施・見直し	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	30	主管課	職員課		
取組項目	職員の資質向上				
現状・課題	<p>市では、多様化する市民ニーズ等に対応するため、人材育成基本方針に基づき、能力開発や人を育てる環境を推進するなど、職員の能力の向上に努めてきた。</p> <p>今後も、人事評価の活用や研修の実施により、柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成していく必要がある。さらに、初めての異動や昇任などキャリアの転機に直面する職員に対しては、異動や昇任による心の不安を軽減し、職員の仕事に対するモチベーションを維持、向上させることで職員の成長を支えるため、気軽に相談できる場を創出する育成制度が必要である。</p> <p>また、喫緊の行政課題であるDX*推進においては、共通認識の醸成や、デジタルを適切に活用するスキルの獲得が課題となっており、デジタル人材育成の観点からも職員の育成に取り組むことが求められている。</p>				
取組内容	人材育成基本方針に基づき、研修等を通じて、職員を育成する。				
数値・実施目標	<p>人材育成基本方針に基づく研修の実施</p> <p>メンター制度*の導入</p> <p>デジタルリテラシー*向上のための研修の実施</p>				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	実施 導入・検証	⇒ 運用・検証	⇒ ⇒	⇒ ⇒	⇒ ⇒

項目番号	31	主管課	企画政策課		
取組項目	内部統制制度の構築				
現状・課題	<p>市では、様々な形で適正な業務執行の確保に努めているが、組織として、あらかじめリスクがあることを前提に、法令等を遵守しつつ、適正に業務が執行される体制確保が必要とされる。</p> <p>今後は、内部統制の基本的要素の一つである統制環境の整備に向け、内部統制の意義を職員に浸透させるなど、内部統制制度の構築に取り組む必要がある。</p>				
取組内容	内部統制制度を構築する。				
数値・実施目標	構築されている。				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	検討	⇒	構築	運用開始	運用・検証

項目番号	32	主管課	地域防災課		
取組項目	危機管理体制の整備				
現状・課題	<p>市では、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定しており、各種自然災害をはじめ大規模火災や航空機事故について、平常時の備えである予防から発災後の復旧・復興までの対策を定めている。また、この計画に基づき業務継続計画や受援計画も策定している。</p> <p>危機管理体制の整備については、市民の防災行動力の向上を推進するとともに、防災関係機関との連携を図っているが、この体制を更に強化していくためには、市役所自体が各部署の持つ専門性を最大限に発揮し、庁内連携の下、効果的・組織的に対応できるようにする必要がある。</p> <p>そのためには、職員一人ひとりが自己の役割を理解し、危機に際して迅速な対応ができるよう、平常時から備える必要がある。</p>				
取組内容	職員の役割の理解促進と災害時の行動力の向上を図り、有事の際、円滑に組織的な対応ができるよう計画的に研修や訓練を実施する。				
数値・実施目標	防災に関する職員研修及び訓練の実施（年3回以上）				
実施時期・内容	R5	R6	R7	R8	R9
	研修・訓練の実施	⇒	⇒	⇒	⇒

11 既に定着しており継続する取組

取組項目	主管課	取組内容	目標
自主財源*の確保	各担当課	行政財産の使用許可等により自主財源*の確保を継続する。	自動販売機の設置、広告収入等の増加 令和3年度実績 9,421千円以上
通信コスト削減	施設所管課	IP電話の活用により電話料金の削減に取り組む。	電話料金の削減 令和3年度実績以下
電気料金の削減	施設所管課	エネルギー価格高騰による影響を鑑みながら、新電力の活用により電気料金の削減に取り組む。	電気料金の削減 令和3年度実績以下

12 計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

行財政改革の推進は、「あきる野市行財政改革推進本部」（以下「本部」）を中心に、主管課が各取組項目を推進します。また、本部は、行財政改革に関する事項の調査及び検討を行うため、必要に応じて、本部の下に検討部会を設置します。

(2) 進行管理

10に示す各取組の進捗状況等は毎年度把握し、必要に応じて、本部にて成果等を検証します。

資料編

1 用語解説一覧（五十音順）

用語	解説
RPA	Robotic Process Automation:ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。判断を伴わない定型業務等を自動的に行わせることで、業務の効率化や正確性の向上が期待される。
ICT	Information and Communication Technology : インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術のこと。
アウトソーシング	業務の一部を外部の企業等に発注すること。業務委託、PPP、PFI、指定管理者制度などの手法がある。
アナログ規制	書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている法制度やルール等の総称。デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっていると考えられるため、国が設置したデジタル臨時行政調査会は、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示し、その原則を踏まえ、国の法令等の見直しを進めることとしている。
AI	Artificial Intelligence:アーティフィシャル・インテリジェンスの略で、人工知能のこと。
SNS	Social Networking Service : ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるデータであり、営利・非営利問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適し、無償で公開されたデータのこと。
活性化委員会	「秋川駅周辺」「五日市」及び「養沢」の3地域において、活力ある住みよい地域づくりを推進するために地域住民により組織された委員会のこと。市と活性化委員会との協働により、地域活性化に向けた様々な取組が行われている。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光等にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

用語	解説
企業版ふるさと納税	正式名称は「地方創生応援税制」といい、地方創生の観点から、平成 28 年の税制改正で創設された。自治体が策定し国が認定した地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に、当該企業は税制上の優遇措置が受けられる仕組みのこと。優遇措置の内容は、寄附額の約 3 割の損金損金算入に加え、寄付金額の約 6 割の税額控除を受けられる。
基準財政収入額	各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額（地方交付税法第 2 条第 4 号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額。
基準財政需要額	各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 11 条の規定により算定した額（地方交付税法第 2 条第 3 号）。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。
クラウドファンディング	資金を調達したい人がプロジェクトをインターネット上で公開し、活動資金を不特定多数の支援者から募る仕組み。特に、自治体が資金調達のために行う場合をガバメントクラウドファンディングという。
経常収支比率	税などの一般的な財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てられるかを示す指標のこと。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に使われる財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。
健全化判断比率	財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す比率のこと。 健全化判断比率の 4 つの財政指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を策定しなければならない。また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図る必要がある。
合計特殊出生率	1 人の女性が、一生の間に生むであろう子どもの数を表し、15～49 歳の女性の年齢ごとの出生率を合計した数字のこと。

用語	解説
公債費	学校の耐震化や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債（借入金）を返済する費用のこと。
交流人口	観光等により一時的にその地域を訪れる人々のこと。
コンプライアンス	一般には、法令遵守と訳され、事業活動において法律を遵守すること。広くは倫理や道德などの社会的規範を守って行動すること。
財政調整基金	経済状況の変化による大幅な税収減や災害の発生による財源不足など、年度間の財源不足を備えて積み立てている基金のこと。
サウンディング型市場調査	事業者との意見交換等を通じて、公共用地の利活用等の事業に対する様々なアイデアや意見を把握する調査のこと。事業検討の早い段階で実施することにより、市場性の把握やアイデアの収集、今後、事業者公募を行う際の公募条件の事前整理が可能となる。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源のこと。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などがこれに当たる。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。
指定管理者制度	市が設置している体育館や観光施設などの公の施設について、公共的団体や企業、NPO等の民間団体など、市が指定する団体が指定管理者として施設の管理運営を行う制度のこと。
社会保障関係経費	児童福祉費や生活保護費などの扶助費と、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を合わせたものこと。
純移動率	ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合のこと。 転入超過数 = 転入者数 - 転出者数
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。
森林サポートレンジャー	郷土の恵みの森構想の実現に向け、市内の町内会及び自治会との協働により、尾根道や昔道の補修、景観整備などの森づくりを進めることを目的として、市内外の森づくりに関心のある市民や企業、団体などの参加により、様々な主体で森づくりを進めているボランティア組織のこと。
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口のこと。

用語	解説
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性に関する基準の一つである。財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで早期健全化基準を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。また、さらに悪化すると財政再生基準で審査される。
第3セクター	国や地方公共団体（第1セクター）が民間企業（第2セクター）との共同出資により設立した法人のこと。
DX	Digital Transformation:デジタル・トランスフォーメーションの略で、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革すること。
定住人口	その土地に居住する人々のこと。
デジタルリテラシー	インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。
テレワーク	情報通信技術を活用した時間や場所の制約を受けない、柔軟な働き方のこと。
西多摩地域広域行政圏協議会	単独市町村では対応の難しい行政課題に対処することを目的に、西多摩地域の全市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町）により、昭和58年に設立した協議会のこと。
ネーミングライツ	施設やイベント等に名称をつける権利のこと。
年少人口	0歳以上15歳未満の年齢に該当する人口のこと。
パブリックコメント	市の基本的な政策などを策定する過程で、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。
BPR	Business Process Reengineering:ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略で、業務プロセス全体を根本的に見直し、より効率的かつ効果的な業務フローに改善する業務改革のこと。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のこと。
ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

用語	解説
ふるさと納税	都道府県・市区町村への寄附のこと。税制優遇を受けることができ、寄附額のうち、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される。
防災・安心地域委員会	旧市町村単位の7地区それぞれに組織された自主防災組織のこと。町内会・自治会役員をはじめ、民生委員・児童委員、消防団、防犯協会、交通安全協会、PTA等各種団体の代表者により構成されている。
マールボロウ市	アメリカ北東部、大西洋岸にあるマサチューセッツ州の州都ボストンの西約45kmにある都市のこと。四季のある気候であるが、冬季には零下の日が続くこともある。米国の学術・文化の中心であり、かつては靴の製造とりんごの生産が主要産業であったが、現在は世界有数のコンピュータ・ハイテク関連企業が研究施設と工場を構えている。
マイナポータル	子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップの行政手続のオンライン窓口のこと。行政機関等が保有する個人の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することができる。
メンター制度	職場研修であるOJTを補完する取組として、先輩職員が指導・育成者であるメンターとなり、メンティーである後輩職員に対して行う個別支援活動のこと。仕事上の指導や助言、教育のほか、職場での不安や悩みを聞くなど、メンタル面のサポートを担うことも役割の一つとなる。
臨時財政対策債	国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、地方公共団体自らが地方債を発行させる制度。
るのバス	市内の路線バスが運行していない各地域を循環する、市内循環バスのこと。
老年人口	65歳以上の年齢に該当する人口のこと。